

川崎市都市計画公聴会

川崎都市計画公園の変更（2・2・215号古川公園の廃止）

公述意見の要旨と市の考え方

令和元年6月

1 都市計画案の種類、名称及び土地の区域

(1) 種類及び名称

川崎都市計画公園の変更（2・2・215号古川公園の廃止）

(2) 土地の区域

川崎市 幸区 古川町地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日時

平成31年4月13日（土）午前10時00分から午前10時17分まで

(2) 場所

幸市民館（川崎市幸区戸手本町1-11-2）

3 公述意見の要旨と市の考え方

(1) 公述人 1名

公述人	ページ番号
A 公述人	1～2

	公述意見の要旨	市の考え方
A 公 述 人	<p>次の2点から、今回の廃止案に対しては反対である。</p> <p>1点目は、住民一人当たりの公園面積の問題である。国の目標値は一人当たり10㎡、川崎市でも5㎡を目標にしているということだが、政令指定都市20市の中で川崎市は下から2番目であり、しかも幸区の住民一人当たりの公園面積は、川崎市の中でも最下位の2.35㎡でしかなく、全く公園が足りていない現状である。確かに誘致圏域でいえば、公園の数だけは満たされているが、公園面積としては全く足りていないことは明らかである。</p> <p>したがって、公園計画そのものを誘致圏域ということだけで撤回するというのは、全く意味をなしておらず、公園計画の廃止の理由にはならない。</p> <p>2点目は、60年実現しなかったということだけで撤回するのではなくて、むしろこの先、もっと長い世代にわたって、できるところから少しずつでも公園を整備していただきたいということである。そして孫子の代の事を考えたときに、公園緑化は幸区では非常に大事な問題だと思うので、幸区の公園緑化というものが一歩でも二歩でも進んでいくことができるよう川崎市には考えて</p>	<p>1点目の住民一人当たりの公園面積についての御意見でございますが、都市公園法における「都市公園」とは、公園又は緑地のことを指しており、都市公園法施行令第1条の2において、「市町村の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5㎡以上とする。」とされておりまして。</p> <p>川崎市都市公園条例では、都市公園法に準拠し、都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準を10㎡以上としています。市域の大半が市街化している現況を鑑み、川崎市総合計画においては、公園緑地等の整備の目標として、住民一人当たりの公園緑地面積を5㎡以上確保することを定めており、現状では市域全体の住民一人当たりの公園緑地面積として、都市公園のほか特別緑地保全地区等を含めると、住民一人当たり概ね5㎡が確保されておりまして。</p> <p>一方で、本市では、市民に生活空間のゆとりと、災害時における一時避難場所としての機能をもたらすために、子どもやお年寄りが歩いていける範囲（誘致圏域）に公園を確保することを目的とした、「身近な公園の整備推進」を「川崎市緑の基本計画」の実施施策として位置付け、優先的取組として進めています。この推進にあたり、公園を整備すべき地区の最小単位を小学校区を構成する町丁目とし、その2/3の地区における公園の充足に努めており、市内には、歩いて行ける身近な公園が不足している小学校区が29校区、幸区においても、身近な公園が不足している小学校区が5校区残っています。</p> <p>こうしたことから、地域に身近な公園を適切に配置するため、効率的・効果的に公園整備を推進していく観点から、住民一人当たり公園面積につきましても、この「身近な公園の整備推進」の取組によって面積の拡大を図ってまいります。</p> <p>なお、直近の身近な公園の整備状況としては、平成28～30年の間に2公園を整備しており、幸区においては、平成27年に鹿島田2丁目公園を整備しています。また、今年度中を目処に神明町2丁目に1公園の新たな整備を予定しています。</p> <p>2点目の御意見についてでございますが、本市において都市計画決定されている公園緑地の中には、古川公園のように、事業が着手されていないものや、事業が休止されているもの、長期間事業中のものが存在しており、このような公園緑地における計画区域内の関係権利者等に対しては、長期にわたり私権の制限を課している状況となっております。</p>

A 公 述 人	<p>いただきたい。最終的にはあの区域が公園化することができれば、一人当たりの公園面積も増えるとともに、防災という意味からも、適度な空間ができるということは、非常に望ましい。ひとたび公園計画を撤回した場合、もう二度とできない。公園計画をなくすのではなくて、公園を実現するための方策を川崎市にはぜひ考えていただきたい。</p>	<p>また、長期にわたり整備の見通しがたたない都市計画決定されている公園緑地等の存在は全国的にも問題視されており、国土交通省が策定している「都市計画運用指針」では、都市計画公園緑地等を定期的に見直す「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が示されています。この指針では、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、見直しのガイドラインを定め必要性の検証を行うことが望ましく、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、理由を明確にした上で変更を行うことが望ましいという主旨の内容が示されています。こうしたことから、神奈川県においても平成27年3月に「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」を策定しており、長期未整備公園緑地の解消に向けた取組が全国的に行われています。</p> <p>本市では、都市計画決定した公園緑地のあり方を再構築し、完成に向けた区域の見直しの考え方や、効率的・計画的な整備方向を明らかにする必要があることから、平成23年1月に「長期未整備公園緑地の対応方針」を策定し、この方針に基づき、対象公園緑地の事業化や代替措置の検討を進めています。</p> <p>今回の古川公園の都市計画変更は「長期未整備公園緑地の対応方針」に基づく検討を踏まえて行うものであり、古川公園の誘致圏域は周辺に整備された他の公園で充足されており、また、これらの公園は近年、再整備や遊具更新工事を実施し、古川公園に予定していた機能と同等以上の機能を有していることから、古川公園の都市計画を変更（廃止）するものです。</p> <p>なお、市内の歩いて行ける身近な公園が不足している地区においては、引き続き整備推進に取り組み、公園面積の拡大を図ってまいります。</p>
------------------	--	--